

【議事録（会議公開部分）】

第 111 回神奈川県指定特定非営利活動法人審査会 議事録

開催日時 令和 8 年 3 月 24 日（火曜日） 10 時 00 分から 12 時 00 分

開催場所 かながわ県民センター 3 階 304 会議室

出席者 宮垣会長、妻鹿職務代理人、
上曾山委員、穴戸委員、嶋貫委員、益永委員、松本委員、森委員（計：
8 名）

会議の議題及び結果（結果概要）

- 1 開会
- 2 委員紹介
 - ・各委員から自己紹介をいただいた。
- 3 会長及び職務代理人の選出
 - ・会長に宮垣委員、職務代理人に妻鹿委員が選出された。
- 4 議事等
 - ・審査会の運営等、審議を行った。

【発言内容等】

○事務局

会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、NPO協働推進課 課長より、一言ご挨拶申し上げます。

○NPO協働推進課長
(挨拶)

○事務局

開会に当たり、この「神奈川県指定特定非営利活動審査会」の公開につきまして、確認をさせていただきます。

本審査会は、知事の附属機関として条例により設置しています。

附属機関の会議は、神奈川県情報公開条例により、適用除外とされている事項以外については、原則、公開することとされています。

会長選出後、あらためて公開等について、ご協議いただきますが、それまでの間、まずは公開としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

異議なしということなので、公開とさせていただきますと思います。

会議の議事録作成後は、県のホームページにて公開します。また、記録のための録音をさせていただきますので、ご了承ください。

1 開会

○事務局

では、ただいまから「第111回神奈川県指定特定非営利活動法人審査会」を開会させていただきます。本日の出席委員は8名です。8名の委員全員の出席が得られていますので、この会議開催が成立するものとさせていただきます。

2 委員紹介

○事務局

続いて、委員の皆様をご紹介させていただきます。お一人ずつお名前をお呼びしますので、簡単に自己紹介をお願いできればと思います。お手元の委員名簿の五十音順にご紹介させていただきます。

○上曾山委員

皆様、おはようございます。公益法人協会相談室の上曾山です。もう20年近く、この仕事に従事しております。公益法人や一般法人の相談を受け付ける中間支援団体という位置づけになります。

皆様、ご存じかとは思いますが、昨今の公益認定法改正の中心は、ガバナンスであると思っています。

行政庁に提出する事業報告において、「公益目的事業の実施状況」や法人運営の充実を図るための取組としての「ガバナンス向上」という部分が大きな柱になっています。現在、公益法人や一般法人は当該部分に対し、非常に頭を使っている状況です。

私は公益法人からの推薦枠の中で、この審査会委員の3代目になるかと思えます。

NPO法人の観点からだけでは気づきにくい法人運営等に関し、公益法人の立場で、「このように取り組んだほうが良いですよ」とか、「読み落としや気づいていない点があるのではないですか」といった形で、率直にお話させていただく場合もあるかと思えます。皆様、どうぞよろしく申し上げます。

○穴戸委員

皆様、おはようございます。神奈川県弁護士会所属の弁護士の穴戸留美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、本年度から委嘱を受けての委員になります。2009年（平成21年）に弁護士登録をし、今年で17年目になります。まだまだ未熟なところもあるとは思いますが、今回、このような機会をいただけて大変光栄に思っております。

精一杯務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋貫委員

おはようございます。嶋貫と申します。前回2年務めさせていただいて、その引き続きという形になります。

最近、NPO法人からの無料相談を受ける機会があったのですが、税理士に依頼することに対して、ハードルが一つ上という意識があるのかなと実感しています。私たちの職業の宿命の部分もあり、業界の中でも常に課題と認識しているのですが、そういったハードルを少しでも下げて、何かあったらご相談いただけ

る存在でありたいなと思っています。

前回2年間、経験をさせていただき、すごく勉強させていただきました。今回も微力ながら、ご協力させていただきます。よろしくお願いいたします。

○益永委員

NPOサポートちがさきの益永と申します。

私の団体は2002年に市民活動サポートセンターの設立に伴い、任意団体でスタートし、翌年に法人化をしました。その後、認定をいただき、県指定も取得させていただいたという経過です。

NPO法人は、ミッションを掲げてスタートをしますが、事業によっては、本質を見失ってしまうこともあるかと思います。この審査会における協議を活かしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員

駒澤大学の松本です。よろしくお願いいたします。

NPOや協同組合の経営学の研究をしています。

3年前、労働者協同組合が法律で作れるようになりましたので、研究だけではなく、居住地である静岡県磐田市において、実際に労働者協同組合を作り、親子の居場所支援をするアクションリサーチに近い形の取り組みも行っております。

最近は、そういった実践の方でも、講演する機会が増えております。

これまで、NPOと労働者協働組合双方の研究をしてきており、今回、神奈川県で指定している法人の一覧を拝見したところ、ワーカーズコレクティブ系の法人さんも多くあるので、何かお役に立てるかと思い、引受けさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○宮垣委員

皆様、おはようございます。慶應義塾大学の宮垣と申します。

前回も同じような話を申しあげたかもしれませんが、私がNPOの研究を始めたのが阪神・淡路大震災の少し前になります。

その後、このかながわ県民活動サポートセンターが出来まして、当時、まだ学生であったかと思いますが、ここがNPO研究を始めた原点みたいな場所です。

この建物自体は、当時から変わっていないので、ここに来るたび、懐かしい気

持ちを感じながら、今の自分に出来ることは何なのかなと考えさせられる場所でもあります。

毎回、大変勉強させていただいております、引き続き、何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○妻鹿委員

皆様、おはようございます。妻鹿と申します。

私は専門が地域福祉であり、ボランティアの研究も長年行ってきました。

この建物の上のフロアにある「かながわボランティアセンター」のお手伝いもさせていただいています。ちょうど、昨日、かながわボランティアセンターの会議があり、参加してきました。その中で、「ボランティアが高齢化・マンネリ化して元気がない」、「ボランティアは、一時期よりも地域の人が引いてしまい、もう終わっているコンテンツに近くなっており、奇抜な人が取り組んでいるもの」といったことが話題となり、実際、ボランティア元年と言われた以前に戻ったかのような、寂しい状況になっていると感じています。

そこで、「ボランティア元年と呼ばれた頃のような、もう一回何か違う方法で、今こそ問われているそのボランティアな市民活動を取り戻さないかね」といった話もしてきたところです。

一方、この審査会に、2年前から参加させていただき、本当に草の根で活動される NPO 法人がたくさんある中、もう少し違う方法もあるのかなと感じることもありました。

本当に勉強になる審査会での活動であり、また微力ながら、引き続き務めることになりました。よろしくお願いいたします。

○森委員

皆さん、おはようございます。東京ボランティア市民活動センターといいまして、東京都社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターの相談員をしている森といいます。

私は何期目になるのか分からなくなりましたが、この間、この審査会に参加させていただき、とても多くの学びを得ています。

先ほど、上曾山委員がおっしゃっていましたが、我々も中間支援組織として、少し客観的な立場からできる応援の仕方というのを模索しているところです。

NPOは活動のほうに目が行きがちですが、運営と両輪だと思っています。

こういった審査会のプロセスを経て、地域の最前線で活動されている市民の皆さんが、より継続性、安定性や共感性を上げられるような運営の仕組みを再構築するというプロセス自体に意味があるなど感じながら、委員を務めさせていただいております。

自分の出来ることを考えながら、力を尽くしていきたいと思っております。
引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

3 会長、職務代理者の選出

○事務局

続きまして、本審査会の会長を選出していただければと思います。本日お配りしている資料のうち11ページ、資料4の「神奈川県指定特定非営利活動法人審査会規則」をご覧ください。12ページに記載されている規則第4条1項により、会長は委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

○上曾山委員

新しい会長ということで、慶應義塾大学の宮垣委員が適任だと思います。
ご提案申し上げます。

○事務局

ただいま、宮垣委員を推薦する意見がありました。他にご意見はございますでしょうか。

それでは、宮垣委員に会長にご就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

○事務局

異議がないようですので、宮垣委員に会長をお引き受け願いたいと思います。
それでは、恐れ入りますが会長は席をお移りください。
よろしければ、簡単にご挨拶をいただければと思います。

○宮垣会長

宮垣でございます。ご推薦、それからご信任いただき、誠にありがとうございます。
ます。

皆様からそれぞれご紹介をいただいたとおり、ベテランの方もいらっしゃれば、フレッシュな方もいらっしゃいます。

私自身、会長職に全く適任適格であると思っておりませんが、皆様のお力をお借りしながら、進行をさせていただきたいと思います。

NPO や市民生活・市民社会の発展が第一と考えておりまして、皆様のご意見がその発展に資するような形で重ねられていくよう、その黒子に徹していくことが私に出来ることだと思っています。

微力ながらお手伝いをさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。早速で恐縮でございますが、会長には、規則第4条第3項に基づき、職務代理者を指名していただきます。

職務代理者ですが、今期も前期同様、1名体制とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

○事務局

では、規則において、職務代理者は「委員のうちから会長があらかじめ指名する者」とされておりますので、会長よりご指名をお願いします。

○宮垣会長

職務代理者には、妻鹿委員にお願いをできればと思います。

○事務局

ただいま、宮垣会長から指名がありましたので、職務代理者を妻鹿委員とします。よろしいでしょうか。

○妻鹿委員

よろしく願いいたします。

○事務局

では、ここからの議事は会長に進行をお願いします。よろしくお願いします。

4 議事等

○宮垣会長

それでは、第 111 回の神奈川県指定非営利活動法人審査会の具体的な議事・内容の方に入っていきたいと思います。

まずこの審査会について、今回、初めてのご出席の委員の皆さんもいらっしゃいますので、どのような形で運営をしていくかに関して、協議をしていきたいと思えます。

まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

(説明)

○宮垣会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、進め方に関してのご説明がございました。ご質問・ご意見ございますでしょうか。

では、審査会の運営についてお諮りをしたいと思います。

これまでと同様、審査会は原則、年 8 回開催することとし、召集は会長である私が行います。

会議は原則公開として運営するが、個別案件等に関する審議等は、会長が会議に諮った上で非公開とします。

個別案件に関しては原則 2 回審議を行い、原則 2 回目の審査会で判断します。

としてよいでしょうか。

<異議なし>

○宮垣会長

では、その方向で進めさせていただきたいと思います。

続いて、審議対象案件について協議をしたいと思います。

本日、諮問いただいている案件としては、「指定基準手続条例の見直し」の審議になります。先ほど協議しましたとおり、ここからの会議の内容については、非公開としてよいでしょうか。

<異議なし>

○宮垣会長

それでは、以降は非公開とさせていただきます。

以上